

福岡県の最低賃金

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます（但し、適用除外該当者は除きます）。

1時間

効力発生日
令和6年
10月5日

992円



特定最低賃金		効力発生日	適用除外※「福岡県最低賃金」が適用となります。
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1時間 1,106円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	1時間 1,071円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 （イ）組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 （ロ）バリ取り、かえり取り又は錆ばり取りの業務 （これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く） ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給 又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く	1時間 1,081円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパーマーケット 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの	1時間 1,000円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車(新車)小売業	1時間 1,066円	令和6年 12月10日	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) ①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社等)又は管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

必ずチェック! 最低賃金! 最低賃金、中小企業の賃金引上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

最低賃金のこと詳しくはこちら <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ